

「直接的必要経費」一覧表

鈴与健康保険組合

【自営業者等の収入について】

- ◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人並びに障害年金受給者は180万円)未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
- ◎健康保険法における自営業者等の収入については、『総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額』となっております。(なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められてはおりません。)
 ※直接的必要経費(収入額から差引くことができる経費)とは、その費用なしには事業が成り立たない経費をいいます。(例えば製造業の原材料費や人件費等の製造原価、卸小売業の仕入代や仕入にかかる運送経費、人件費、家賃等)
 一方、間接的経費(収入から差引くことができない経費)とは、その費用が事業収入に直結しているとは認めがたい経費をいい、税法上の経費とは異なる取り扱いとなります。
- ◎経営不振などによって健康保険の被扶養者として認定を受ける場合は、収入減少が一時的(その年又は前年)であることが予想されますので、原則として被扶養者認定はいたしておりません。但し、継続的(過去3年程度)に収入が少ない場合は、確定申告書を提出する際に作成する「損益計算書」や「収支内訳書」等を確認させていただき、事業の継続性などを勘案して認定する場合があります。

●鈴与健康保険組合では、今後の「直接的必要経費」を、以下のとおり定めさせていただきます。

- 【一覧】
- 「○」…直接的必要経費と認める経費
 - 「△」…条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費
 - 「×」…直接的必要経費として認めない経費
 - ※「○」となっている経費は、原則、その裏付けとなる資料添付は不要ですが、必要に応じて求める場合があります。
 - ※「△」となっている経費は、「直接的必要経費申告書」を提出して下さい。
 - ※収支内訳書等の経費欄の項目にない「科目」については、直接的必要経費として認めません。

(一般所得用経費)

科目	認定可否	備考
給料賃金	×	
外注工賃	○	
減価償却費	△	原則、認定いたしません。ただし、同年中に購入した物についてはその内容を裏付ける書類(※)を添付のうえ「直接的必要経費申告書」にて自己申告して下さい。個別に判断させていただきます。 ※領収書等(「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。 レシートは認められません。
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	△	事業上必要な荷造費用や運送費用
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	△	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。 混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告して下さい。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	×	
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	